

東京高裁、昭和四三年(行コ)第四号・六号、四五・二・一〇判決

判 決

控訴人 東京都地方労働委員会
控訴人(補助参加人) 東京自動車交通労働組合
同 X1
同 X2
同 X3
同 X4
同 X5
同 X6
被控訴人 第二鳩タクシー株式会社

右当事者間の救済命令取消請求控訴事件について左のとおり判決する。

主 文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人らの連帯負担とする。

事 実

控訴人ら代理人は、いずれも、「原判決を取消す。被控訴人の請求を棄却する。訴訟費用は第一、第二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の主張、立証の関係は、控訴人東京都地方労働委員会代理人において別紙第一、その余の控訴人ら代理人において別紙第二、被控訴代理人において別紙第三のとおり夫々更に述べたほかは、原判決事実摘示のとおりであるからこれを引用する。

理 由

当裁判所も被控訴人の本訴請求を認容すべきものと認めるのであって、その理由は、次に記載するほかは、原判決理由記載のとおりであるから、これを引用する(但し原判決一七枚目裏末行から一八枚目表一行目にかけて「一〇万八、四二九円」とあるのを「九万八、四二九円」と、原判決二〇枚目表五行目に「(同法二七条八項)」とあるを「(同法三二条)」と、同七行目に「(同法三二条)」とあるを「(同法二八条)」と同二枚目表二行目に「第四、2の(ロ)ないし(へ)」とあるのを「第四、3の(ロ)ないし(へ)」と各訂正する)。

控訴人らは当審で更に別紙第一、第二のとおり主張するが、その主張するところは、結局は、原判決事実摘示にかかる控訴人らの主張の中に要約することができるから、その採用できないとする判断は、原判決理由記載に尽きるわけであるが、更に付加、再説すれば、次のとおりである。

不当労働行為に対する労働委員会による救済は、使用者の行為によって損わしめられた労使の自由対等の関係をもとへ戻すため、その不当労働行為を排除し、申立人をして不当労働行為がなかったと同じ事実上の状態、いわゆる原状を回復させることを目的とするものであって、申立人に対し不当労働行為による私法上の損害の救済を与えることや、使用者に対し懲罰を科することを目的とするものではない。救済命令のこのような性質上、救済命令においては、制裁的、懲罰的ないしは報復的要素を含ませてはならないのであり、

不当労働行為としての解雇の場合についてなされるいわゆる「賃金遡及払」の命令も、右のような原状回復のための一手段としてのみ命ぜられるべきものであって、そこに損害賠償的要素が混入することは許されず、またその「賃金遡及払」の金額については、この場合の賃金請求権が私法上どのように取扱われるかに全く関係なく(それ故に、後記の中間収入について私法上は労働基準法二六条の趣旨からして平均賃金の四割までしか控除し得ないというようなことは、ここでは問題とする余地がない)、当該不当労働行為によって労働者が事実上蒙った損失をもって限度とし、労働者が解雇期間内に他の職に就いて得た収入は、それが副業的なものであって解雇がなくても当然取得できる等特段の事情がない限り、これを遡及払賃金額から控除すべきものとされるわけである。右のような特段の事情のない場合の収入(以下この意味の収入を中間収入という)は、事実上、解雇がなかったら挙げ得なかったものなのであるから、解雇がなかったと同じ事実上の状態を回復させるという救済命令の目的からすれば、右原状回復のための手段たる「賃金遡及払」の金額から中間収入を控除するのが当然であって、このことは、解雇によって収入を失った労働者が他で収入を得ようとするのは必然的なことであるとか、解雇を争う労働者にとって右収入獲得はいわば復職活動の一環と見るべきであるとかの理由によっては、左右されるものではない。また、もともと使用者は不当労働行為がなければ当然遡及賃金全額を労働者に支払わねばならなかったものであるとか、右不当労働行為によって労働者が賃金不払以外にも多大の経済的、精神的損害を蒙っているとか、その不当労働行為が特に悪質なものであるとか、使用者に経済的負担を重からしめることが労働者の復職を速めるのに役立つとかのことを考慮事情として中間収入不控除を相当とする論、成いは救済命令には教育的、啓蒙的、再発予防的目的があるとし、右目的の実効を挙げるためには中間収入を控除すべきでないとする論は、救済命令(その内容としての「賃金遡及払」の命令)における前記の原状回復の趣旨に照らし、いずれも、採用し得ないものである。なお、右のように中間収入を控除することにしたからといって、救済命令が私法上の権利関係を確定するものでないことによれば、何ら、使用者を不当に利し、労働者に不当な不利益を与えることにはならないし、また、原職復帰命令が併わせなされていることによれば、公正な労働慣行の確立を期すという不当労働行為制度の目的を没却するに至るといえないこと勿論である。ところで、不当労働行為としての解雇は直接的には個々の労働者に対する不当労働行為、すなわち個別的労働関係における不当労働行為であるが、結局は、それを通して健全な労働組合運動の発達を阻害せんとするものであり、その意味においては労働組合に対する不当労働行為、すなわち集团的労働関係における不当労働行為でもある。しかしながら、右のような関係にあるが故に、個別的労働関係における原状回復がなされれば、そのことを通して、或いは、そのことの反射として集团的労働関係における原状回復も亦なされるわけであって、原職復帰と「賃金遡及払」の命令が本来的には被解雇労働者についての救済方法であることは、被解雇労働者が解雇を承認して救済を申立てず、労働組合のみが救済を申立てた場合には、原職復帰や「賃金遡及払」を求める利益はなく、ただ不作為命令やポスト・ノーティス等の措置を求め得るに止まると解されるのに徴して、明らかである。従って、「賃金遡及払」の金額は、被解雇労働者の救済(原状回復)に必要なかつ充分であれば、それで足りるのであって、右不当労働行為が集团的労働関係における不当労働行為でもあることを理由に、集团的労働関係における歪の是正という観点から、更にその金額の増

加を考慮すべき余地があるものとは認められない。しかして、右のような「賃金遡及払」を命ずるか否かは、労働委員会が事案に則して決すべきところであるとはいえ、いやしくも、原状回復のために「賃金遡及払」を必要であるとして、これを命ずる以上は中間収入は必ず控除すべきなのであり、合理的理由なくしてこれを控除しないことは、原状回復という救済命令本来の目的の範囲を逸脱して違法となるのである。尤も、例えば、中間収入を得るについての必要経費の如きは、中間収入から更に控除すべき合理的な理由があり、その他これに類する事情を考慮して、中間収入のうちいくらを「賃金遡及払」の金額から控除するかは労働委員会の裁量事項に属し、裁判所が代ってこれをなすことは許されないものであるところ、本件においては、中間収入を全然控除しないことを相当とする合理的理由は認められないから、中間収入があるに拘らず遡及賃金全額についてなされた本件「賃金遡及払」の命令部分は全体として取消すほかないわけである。以上の外、本件における右命令部分を適法とする控訴人らの主張はすべて採用できない。

よって、被控訴人の本件請求を認容した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、民訴法三八四条、九五条、八九条、九三条により主文のとおり判決する。

東京高等裁判所

「別紙資料 略」